

納められた税金がどのように使われ、どのような財政状況なのか。

令和元年度の町のお金の使い道についてお知らせします。



町の会計は、大きく分けて一般会計と特別会計、そして企業会計に分類されます。一般会計は、町の仕事の中心部分を賄う会計、特別会計は特定の資金運用や事業を行っている会計、企業会計は独立採算で運営を行っている会計です。

今回、概要を報告する一般会計の令和元年度の歳入総額は88億4,574万4千円、歳出総額は81億8,456万6千円で、翌年度に繰り越す財源を差し引いた実質収支額は6億1,663万6千円となり、黒字決算となりました。

主な事業の成果

●子育てしやすいまちづくり

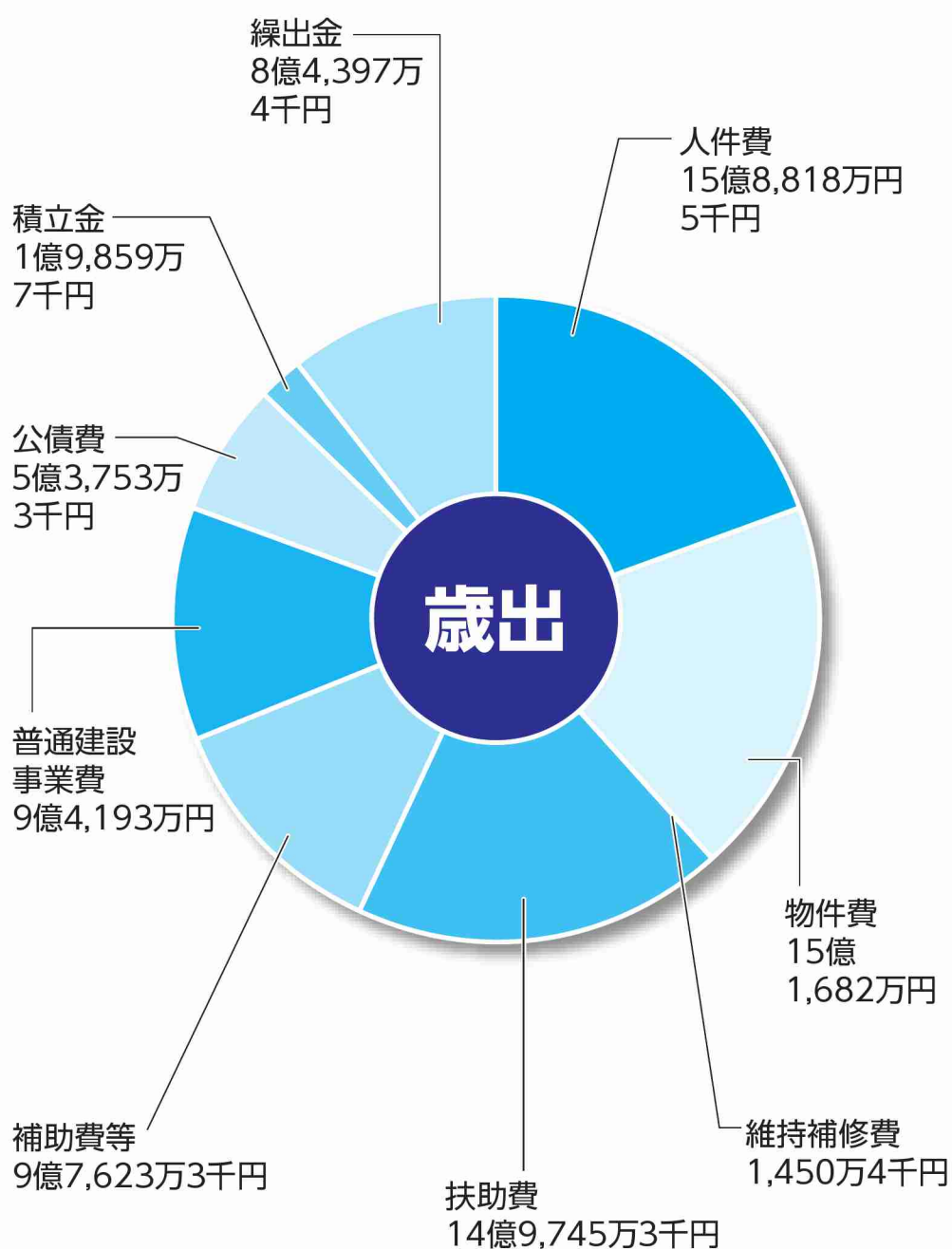
令和2年1月から西和地域病児保育室「いちごルーム」を開所しました。風邪などの病気で保育所では預かってもらえないお子さまを、仕事や病気などでご家庭での看護が困難な保護者に代わってお預かりする施設です。

1 一般会計

福祉や教育、公園・道路など基本的な行政サービスを行う会計

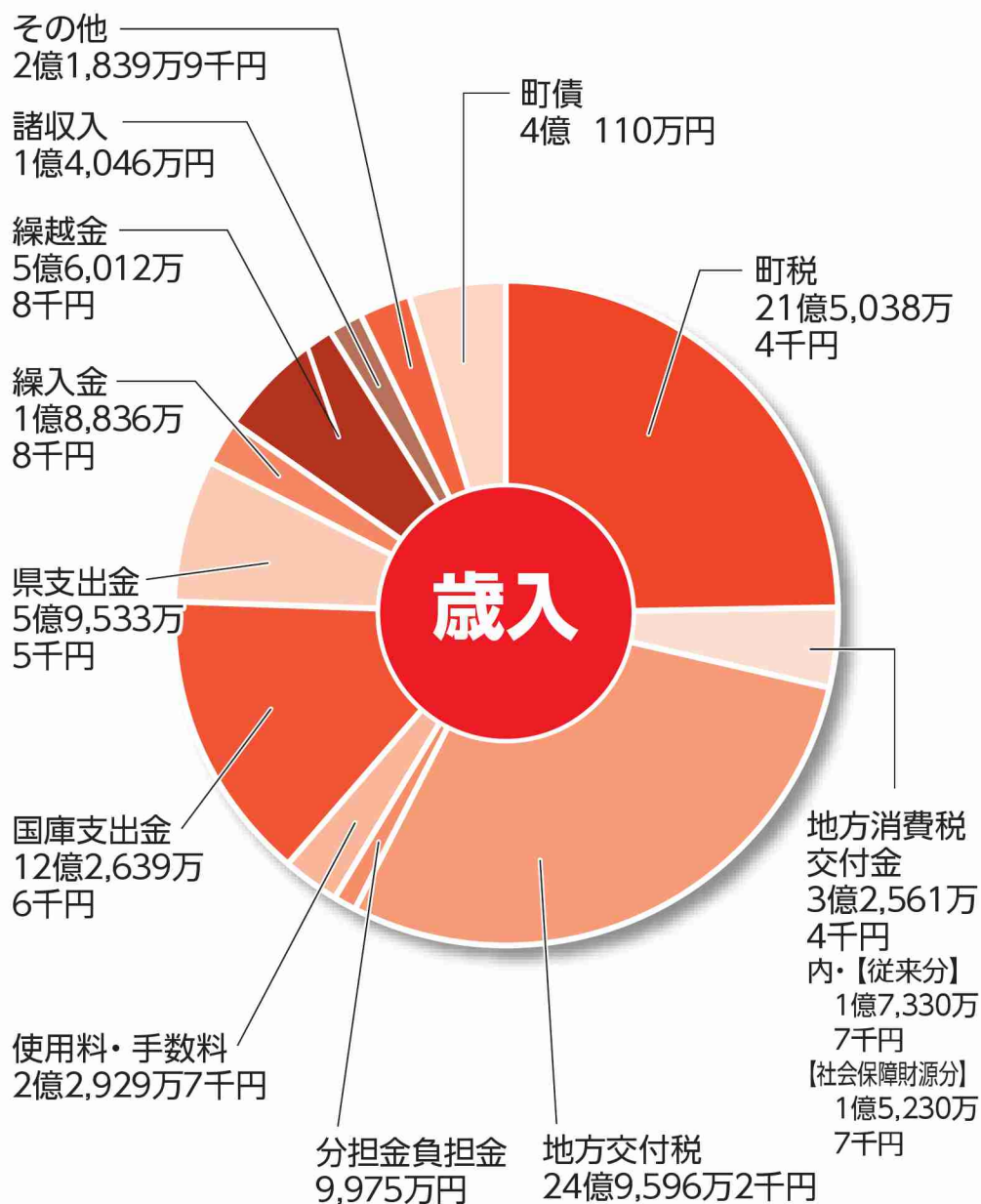
歳出

総額 **81億 845万6千円**



歳入

総額 **88億4,574万4千円**



(※) 町税のうち、都市計画税は都市計画事業などにかかる費用に充てるために課税する税で、入湯税とともに目的税と呼ばれます。三郷町では、都市計画税は下水道整備事業に、入湯税は観光振興事業に活用しています。

体調に不安のあるお子さまのケアと女性の就業支援を行うため近隣町と連携して運営しています。

● **未来ある子どもたちのための、環境に配慮したまちづくりに向けて**

町内両小学校に子どもたちの熱中症対策や授業に集中できる環境を整備するため、空調設備を導入しました。また、公共施設でも消費電力が少ない空調機や照明設備に更新し、EMS（※）エネルギーマネージメントシステムを導入しました。

※EMSとは、エネルギー使用に関して、方針・目的・目標を設定し、計画を立て、手順を決めて管理・実施できるようにした仕組み

● **災害に強いまちづくりに向けて**

令和元年8月の九州豪雨をはじめ、昨年度も地震・台風・大雨等の大災害が日本各地で発生しました。

町では本庁舎と福祉保健センターに太陽光発電設備と蓄電池を設置し、予備電源を確保することで停電時でも電力が供給できる体制を整えました。

● **『三郷町』をもっともっと元気にするために**

町の新たなランドマークとするために三郷北小学校で保存されていた東信貴ケーブルカーを近鉄信貴山下駅前に移設しました。

また、令和2年6月19日（金）に日本遺産認定を受け、ますます町内の地域資源が注目されています。今後も地域資源を有効活用し、一人でも多くの方に三郷町の魅力を知っていただき、地域活性化を推進します。

2 特別会計 特定の事業を行うために一般会計と区別して処理する会計

会計名	歳入	歳出	実質収支額
住宅新築資金等貸付事業	2,030万4千円	2億4,191万7千円	△2億2,161万3千円(※)
し尿浄化槽管理	127万9千円	99万円	28万9千円
国民健康保険	22億2,537万6千円	21億6,792万5千円	5,745万1千円
介護保険事業	19億9,324万6千円	19億9,234万7千円	89万9千円
後期高齢者医療	3億6,407万6千円	3億6,387万5千円	20万1千円

※翌年度繰上充用金をもって補てんしました。

3 企業会計 地方公営企業法の適用を受ける公営企業の会計

水道事業会計	収益的収入		収益的支出		差引
	営業収益	営業外収益	営業費用	営業外費用	
	4億8,334万円	9,173万7千円	6億4,680万6千円	1,212万9千円	△8,454万7千円
	10万9千円	10万9千円	79万8千円	79万8千円	
	5億7,518万6千円	5億7,518万6千円	6億5,973万3千円	6億5,973万3千円	
資本的収入		資本的支出		差引	
2億6,222万8千円		3億3,986万7千円		△7,763万9千円	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,763万9千円は、当年度損益勘定留保資金で補てんしました。

下水道事業会計	収益的収入		収益的支出		差引
	営業収益	営業外収益	営業費用	営業外費用	
	2億4,163万5千円	4億8,369万8千円	5億3,363万1千円	7,429万4千円	1億1,744万2千円
	3万4千円	3万4千円	0円	0円	
	7億2,536万7千円	7億2,536万7千円	6億792万5千円	6億792万5千円	
資本的収入		資本的支出		差引	
3億7,906万8千円		5億3,420万3千円		△1億5,513万5千円	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,513万5千円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、当年度未処分利益剰余金で補てんしました。

◆ 基金 ◆

基金は法律や条例に基づいて設置し、財政に余裕がある時は、積み立て、臨時の出費や財源不足が見込まれる場合に取り崩して事業費に充てます。

基金の現在高	平成30年度現在高	令和元年度末現在高
財政調整基金	12億 625万2千円	12億 726万5千円
減債基金	7,589万2千円	7,691万9千円
公共施設整備基金	1億5,513万2千円	1億8,736万9千円
その他基金	7億8,371万6千円	7億4,720万円
合計	22億2,099万2千円	22億1,875万3千円

◆ 三郷町の財政健全化判断比率 ◆

自治体が財政破綻することを未然に防ぎ、破綻しそうな自治体の財政を早期改善するため、財政状況を四つの指標として数値化しています。三郷町では、四つの指標全て、基準値内の結果となりました。

健全化判断項目	(令和元年度比率)	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
②連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%
③実質公債費比率	0.4% (3カ年平均)	25.0%	35.0%
④将来負担比率	48.2%	350.0%	—

※早期健全化基準は、財政状況が悪化しつつあり、早期に改善が必要な基準（いわゆる「イエローカード」）、財政再生基準は、行政運営に国や県の関与や勧告を受ける基準（いわゆる「レッドカード」）です。